附　則

（施行期日等）

第一条　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―八（次条において「改正後の規則九―八」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　令和八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九―八の規定による号俸がこの規則による改正前の規則九―八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則九―八の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則九―八の規定による号俸とするものとする。

第三条　この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一五―一五

人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宿日直手当の額） **第二条**　前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。 一　前条第一号の勤務については、五千円 二　前条第二号の勤務のうち次号及び第四号に規定する勤務以外の勤務については、五千九百円 三　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ(1)、ヘ(1)、チ(1)を除く。）、ヌ並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千七百円（人事院の定めるものにあつては、八千円） 四　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号チ(1)に掲げる勤務については、二万四千円 2　（略） 3　前条第三号の勤務についての宿日直手当の額は、月の一日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の二分の一を超える場合にあつては月額二万五千円とし、その期間において勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合にあつては月額一万二千五百円とする。 4　（略）	（宿日直手当の額） **第二条**　前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。 一　前条第一号の勤務については、四千七百円 二　前条第二号の勤務のうち次号及び第四号に規定する勤務以外の勤務については、五千六百円 三　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ(1)、ヘ(1)、チ(1)を除く。）、ヌ並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千四百円（人事院の定めるものにあつては、七千七百円） 四　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号チ(1)に掲げる勤務については、二万二千五百円 2　（略） 3　前条第三号の勤務についての宿日直手当の額は、月の一日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の二分の一を超える場合にあつては月額二万三千五百円とし、その期間において勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合にあつては月額一万千七百五十円とする。 4　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一五の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子